

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

【説明資料】

法務省大臣官房司法法制部

資 料 目 次

- 1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要 1
- 2 裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員 2

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の概要

法 務 省

1 改正の必要性及び趣旨

裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。

2 法律案の内容

事件処理の支援のための体制強化及び国家公務員のワークライフバランス推進を図るため、裁判所書記官を2人、裁判所事務官を39人それぞれ増員するとともに、他方において、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、技能労務職員等を58人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を17人減少しようとするもの。

3 施行期日

令和3年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

裁判官以外の裁判所の職員の定員の増減員

区 分	増 員		減 員		増減計
	理 由	員数	理 由	員数	
裁判所書記官	国家公務員のワークライフバランス推進	2			2
裁判所速記官			録音反訳方式の導入による逐語録作成事務の効率化.	-2	-2
裁判所事務官	(1) 事件処理の支援のための体制強化 (2) 国家公務員のワークライフバランス推進	39	事務処理の合理化	-31	8
技能労務職員			庁舎管理業務の合理化	-25	-25
合 計		41		-58	-17